

改正

平成30年3月27日要綱第30号

石狩市防災マスター認定等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「石狩市防災マスター（以下「マスター」という。）」を認定し、もって地域の防災力の強化を図ることを目的とする。

(マスターの活動)

第2条 マスターは、ボランティアによる地域防災活動を推進するリーダーであり、主な活動は次のとおりである。

- (1) 市と連携して地域、町内会、自治会及び自主防災組織（以下「町内会等」という。）への防災情報等の提供、防災訓練等の運営補助を行うこと。
- (2) 平時については、自ら町内会等の防災活動へ積極的に参加し、地域住民の防災意識の向上に努めること。
- (3) 災害時については、自ら町内会等及び近隣住民と連携した初期消火、負傷者等の救出及び救助など防災経験や知識を活かした活動を行うこと。

(マスターの認定及び登録)

第3条 市長は、市内に在住又は就労し、かつ、次のいずれかに該当する者に対し、マスターへの登録を依頼するものとする。

- (1) 日本防災士機構が認定した防災士であること。
- (2) 北海道が認定した北海道地域防災マスターであること。
- (3) 前2号と同等と認められる資格を有すること。

2 前項の依頼をした者から別記第1号様式により同意を得た場合には、市長は、その者をマスターとして認定し、台帳に登録する。

(マスター活動の公表)

第4条 市長は、マスターの活動内容について、防災活動を行う町内会等に対し積極的にPRするとともに市ホームページなどで公表し、その役割と活動の重要性を周知する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行する。

附 則（平成30年3月27日要綱第30号）

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

石狩市長 様

私こと、_____は、石狩市防災マスターの認定を受けるにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 石狩市防災マスターの活動が、ボランティアであること。
- 2 石狩市防災マスターに登録すること。
- 3 石狩市防災マスターの活動内容を公表すること。

以 上

住 所

氏 名

印

勤務先の名称

勤務先の所在地